

退職時等の年金関係の手続き

～ 一般組合員資格喪失時の年金関係の手続き等 ～

退職や組合員種別変更等(以下、退職等という。)により一般組合員資格を喪失する場合の年金関係の手続き等についてご案内します。

公立学校共済組合愛媛支部(以下、愛媛支部という。)の住所等はP4下部に掲載しています。

公 的 年 金 制 度 の 概 要

公的年金制度は、老齢・障害・死亡の給付事由により一定の受給要件を備えた方に年金を支給する制度で、国民年金(1階部分)と厚生年金保険(2階部分)によって構成されています。

また、公的年金制度を補完するものとして、企業年金等の制度(3階部分)があります。

国民年金(基礎年金)

国民年金(基礎年金)は、全国民に共通の制度で、日本国内に住所をもつ20歳以上60歳未満のすべての方が加入することとなっており、国民年金制度から**基礎年金**が支給されます。

厚生年金保険

厚生年金保険は、被用者のための制度で、上記の基礎年金に加えて、報酬に比例した厚生年金が支給されます。

経過的職域加算額、年金払い退職給付(退職等年金給付)

被用者年金制度の一元化(平成27年10月1日施行)に伴い、共済年金の3階部分に相当する職域年金相当部分は廃止となりましたが、平成27年9月までの組合員期間を有する方はその期間に応じた**経過的職域加算額**のほか、平成27年10月以降の組合員期間については、地方公務員の退職給付の一部として**年金払い退職給付(退職等年金給付)**が支給されます。

公的年金制度については、オンラインセミナーで概要を説明していますので、愛媛支部の組合員専用ページよりご覧ください。

■ 公立学校共済組合愛媛支部トップページ⇒組合員専用ページ⇒オンラインセミナーのご案内⇒公立学校共済組合愛媛支部オンラインセミナー

退職等に伴う年金関係の手続について

退職等の際の手続きは、老齢厚生年金の受給要件を満たしていない方と、すでに年金が決定されている方で異なります。ご自身が該当する手続きについて確認してください。

老齢厚生年金の受給要件

次の①～③を全て満たしていること

- ①生年月日に応じた支給開始年齢に達していること。(下表参照)
- ②厚生年金被保険者の期間を有していること。(当共済組合の組合員も該当します。)
- ③受給資格期間が10年以上であること。(上記②の期間や国民年金に加入していた期間等を通算した期間)

【支給開始年齢*】

生年月日	年齢
昭和29年10月2日から昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

* 厚生年金被保険者期間が1年以上の場合です。1年未満の方の支給開始年齢は65歳です。

年金の手続きが必要な方

年金関係の手続きでいう組合員資格喪失は、健康保険とは異なります。短期組合員に変更（組合員種別変更）となる場合、健康保険は引き続き当共済組合ですが、年金のみ組合員資格を喪失することとなります。次の①～③に該当する場合は、年金の組合員資格喪失（いわゆる一般組合員の資格喪失）となり、年金関係の手続きが必要となります。

- ①退職する方（退職日翌日から再任用等で一般組合員になる場合を除く）
- ②任用変更等により短期組合員になる方
- ③任用変更等により社会保険に加入しない勤務となる方（任意継続組合員も含む）

老齢厚生年金の受給要件を満たしていない方

～在職中に年金受給権が発生していない方・生年月日がS 36.4.2以降の方～

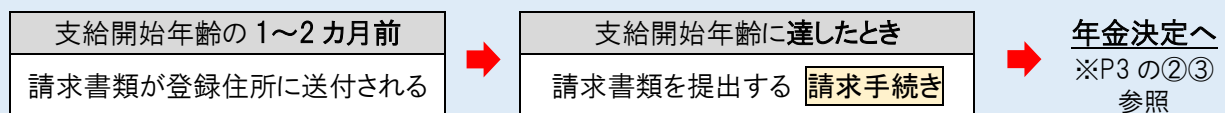
①退職等の場合の手続き・・・組合員の手続きはありません

所属所からの報告により年金の資格喪失が判明した方について、将来の年金決定に備えて厚生年金被保険者期間や標準報酬等を登録します。登録完了した方は**年金待機者**となり、「**年金待機者登録通知書**」が交付されます。「年金待機者登録通知書」は退職届書の住所へ送付（注1）します。

注1 退職後「年金待機者登録通知書」が届く（退職後6月内程度）までに氏名・住所の変更が生じた場合は、愛媛支部へ連絡してください。

②年金を受けとるための手続き

年金待機者の方が年金を受け取るには、支給開始年齢に達したときに年金の請求手続きが必要です。手続きに必要な書類は、支給開始年齢に達する約1～2カ月前に当共済組合や他の実施機関（注2）から登録住所に送付（注3）されます。受け取った書類により、請求してください。



注2 老齢厚生年金の決定を行う機関（共済組合や日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団）のことです。原則として最後に加入した実施機関から年金請求に必要な書類が送付されます。

注3 年金払い退職給付（退職等年金給付）は、原則65歳から支給されるため、65歳前に請求書類を送付します。

～繰上げ請求（年金を早く受け取りたい場合）～

上記老齢厚生年金の受給要件の②および③に該当する60歳以上の方は、支給を繰り上げて支給開始年齢より前から老齢厚生年金を受給することができます。

ただし、請求に当たっては、次のことに留意してください。

- ① 年金額は繰り上げた月1カ月当たり0.4%（1年当たり4.8%）が減額され、減額は生涯にわたって続きます。（令和4年3月以前に60歳に達している方は0.5%（1年当たり6%））
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給の請求を同時に行う必要があります。
- ③ 他の実施機関から支給される老齢厚生年金がある場合は、同時に繰上げ請求を行う必要があります。
- ④ 在職中であっても繰上げ請求はできますが、原則として支給停止されます。
- ⑤ この制度を利用すると、事後重症による障害厚生（共済）年金の請求はできません。

～繰下げ請求（年金を遅く受け取りたい場合）～

65歳に到達時点で老齢厚生年金の請求をしないで、66歳以降に老齢厚生年金の繰下げを申し出ることにより、繰下げ受給の請求をした時点に応じて、年金額を増額して受け取ることができます。

詳しくは、公立学校共済組合ホームページ等でご確認ください。

③年金見込額を確認する方法

支給開始年齢に達していない方は、毎年誕生月に送付される「ねんきん定期便」や「地共済年金情報 Web サイト」により年金見込額を確認できます。

詳細は当共済組合のホームページでご覧いただけます。

■公立学校共済組合トップページ⇒共済制度について⇒年金制度について⇒年金を受け取る前に(組合員・組合員であった方向け)⇒年金加入記録等に関する情報の通知

すでに年金が決定している方

～在職中に年金の受給権が発生した方・生年月日がS36.4.1までの方～

①退職等の場合に提出する書類

・「年金関係書類(案内プリント、就職予定調査票等)」

…必要な方に送付しますので、送付時案内に記載の期日までに**愛媛支部(P4下部)へ提出**してください。

②年金の支給日

年金は、受給要件を満たした月や改定事由(退職等)が発生した月の翌月分から支給されます。支給日は年6回、偶数月の15日(土・日・祝日に当たる場合は直前の平日)です。支給月の前月までの2か月分が、請求時に指定した金融機関の口座に振り込まれます。

注意

4月末に「就職予定調査票」を提出した方の年金支給

3月末退職等となる者の年金額の改定手続きについては、給与情報と退職の事実を確認する必要があります。そのため、一定の期間を要します。そのため、6月の定期支給期は在職停止が解除されない状態となります。改定後の年金の差額支給は**8月中**を予定しています。

③再就職による年金の支給停止

一般組合員であるとき(注4)や、民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務しているとき、または国会議員・地方議会議員であるときには、老齢厚生年金の全部または一部が支給停止されることがあります。

支給停止の判定方法

基本月額(注5)と総報酬月額相当額(注6)の合計額が基準額を超えた場合は、年金の全部または一部が支給停止されます。基準額は月額51万円(注7)です。

(基本月額+総報酬月額相当額) > 基準額 51万円



老齢厚生年金の全部または一部を支給停止

支給停止額の計算式

支給停止額(月額) = {(基本月額+総報酬月額相当額) - 51万円} × 1/2

注4 公務員共済の一般組合員である間は経過職域加算額(共済年金)、退職等年金給付(年金払い退職給付)は、支給停止となります。

注5 「基本月額」(年金額×1/12)には、経過職域加算額(共済年金)、退職等年金給付(年金払い退職給付)および加給年金額を含みません。

注6 「総報酬月額相当額」とは、その月の標準報酬月額と過去1年間の標準賞与額(ボーナスなど)×1/12を合算したものです。

注7 「51万円」は令和7年度における停止基準額です。今後停止基準額については変動する場合があります。

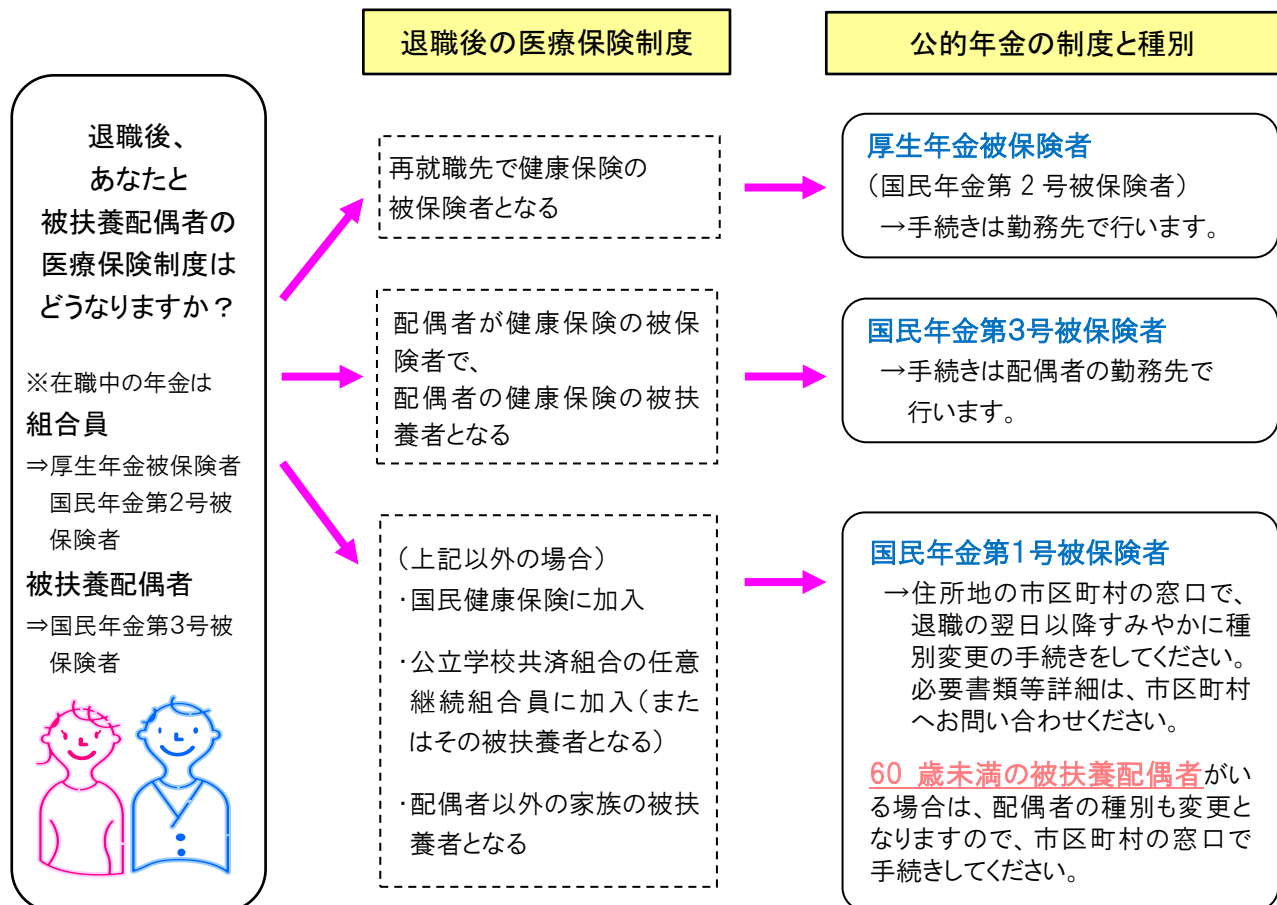
退職後の公的年金制度への加入について

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、いずれかの公的年金制度（国民年金又は厚生年金）に加入することとなっています。

共済組合の組合員（任意継続組合員を除く。）は、厚生年金被保険者であると同時に国民年金第2号被保険者で、その被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者（注1）ですが、組合員が退職した場合、組合員・被扶養配偶者ともに年金の資格も喪失しますので、それぞれ60歳まで公的年金への加入等が必要となります。

60歳未満で退職される方、また、60歳未満の被扶養配偶者の方は、退職後の医療保険制度と公的年金を確認し、遅滞なく公的年金の手続きを行ってください。

注1 国民年金第2号被保険者である組合員が65歳に到達し老齢基礎年金の受給資格を満たすときは、組合員が65歳に到達した日において国民年金第3号被保険者でなくなります。



年金に関するお問い合わせについて

年金の請求手続きその他ご不明な点がございましたら、公立学校共済組合本部または愛媛支部にお問い合わせください。

なお、お問い合わせの際は、組合員番号（退職者は待機者番号）または基礎年金番号および氏名をお知らせください。

公立学校共済組合本部 年金相談窓口

- ・電話 03-5259-1122（本部年金相談専用電話）
- ・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除きます。）
- ・9:00-17:30
- ・公立学校共済組合ホームページ
<https://www.kouritu.or.jp/>

公立学校共済組合愛媛支部

- 〒790-8570 松山市一番町4-4-2
- ・電話 089-941-5393
- ・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除きます。）
- ・8:30-12:00、13:00-17:15
- ・公立学校共済組合愛媛支部ホームページ
<https://www.kouritu.or.jp/ehime/>